

株式会社バンズエイジ 御中

誓約書

私は、下記の事項を確認し、株式会社バンズエイジ(以下、会社という)に対して、その内容を誓約いたします。

雇用契約

- 一、私は、派遣従業員就業規則に定められた労働条件を了承の上合意し、会社からの申し入れに基づき勤務する。労働時間、条件の詳細については、その都度会社と間で雇用契約を締結し、勤務する。
- 二、私は派遣先の直接雇用による就業実績(コノヒニ／タミー等のデイワークアリーナの就業も含む)が1年以上ございません。

業務遂行

- 一、私は、会社及び派遣先の担当者より指示された業務内容を、誠心誠意努力して遂行することを約束する。
- 二、私は、業務遂行に際し不明な事柄や障害が生じた場合、必ず定められた連絡先へ状況を報告するとともに、会社及び派遣先の担当者に指示を仰ぐことを約束する。
- 三、私は、定められた就業時間を遅刻あるいは早退によって守ることができない場合に、速やかにまず会社に連絡することを約束する。
- 四、私は、定められた就業日にやむを得ない理由で欠勤する場合は、速やかにまず会社に連絡することを約束する。

給与受取

- 一、私は、申請した口座情報の記入内容に間違いが無いことを約束する。
- 二、私は、会社の給与支払ルールをよく理解し、遵守することを約束する。
- 三、私は、給与振込先の銀行の統廃合・変更があった際は、本人の責任により直ちに新しい振込口座を会社に連絡することを約束する。
その際、私本人の責に帰する事由による報告間違い・遅延があった場合、振込日が後にすれても異議申立てしない。
- 四、私は、振込による給与支払の場合、着金確認は私本人が責任を持って行う旨を了承する。
- 五、私は、業務報告書や領収書等原本確認が必要な書類が発生する業務に従事した場合、会社より指示された書類の原本到着後、内容の確認が取れた後の振込となる旨を了承し、振込日が後にすれても異議申立てをしない。
- 六、私は、会社および派遣先より備品を借りた場合は、会社および派遣先への返却が確認できた後の振込となる旨を了承し、振込日が後にすれても異議申立てをしない。

機密保持

- 一、私は、次に示される派遣先の技術上または営業上の情報(以下「情報機密」という)について、派遣先の許可なく、いかなる方法をもってしても持ち出さないことを約束する。また、第三者に開示、漏洩もしくは使用しないことを約束する。万一、機密情報を紛失した場合、直ちに会社へ報告することも併せて約束する。
 - ① 製品開発、製造及び販売における企画、技術資料、製造原価、価格決定等の情報。
 - ② 財務、人事等に関する情報。
 - ③ 他社との業務提携に関する情報。
 - ④ 以上その他、派遣先が特に機密保持対象として指定した情報。
- 二、私は、雇用関係を解消した場合において、機密情報については第三者に開示、漏洩もしくは使用しないことを約束する、また派遣先より保管が許された一切の資料を返還を要求された場合は、これらの資料及び、コピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束する。
- 三、私は、前各条項に違反して、派遣先の機密情報を第三者に開示、漏洩もしくは使用した場合、私が法的な責任を負うものであることを認識し、これにより会社および派遣先が被った一切の損害を賠償することを約束する。

全般事項

- 一、私は、私が業務上の事由により後遺障害を被りまたは死亡した場合は、会社は、労働基準法に定める災害補償を私本人またはその遺族に對して行うことを了承する。
- 二、私は、会社は下記の事由により私本人が被った障害及び損害に対して補償の全部または一部を行わないことができることを了承する。
 - ① 会社の禁止している作業等を私が会社の承諾なしに行なったことで私本人が被った障害および損害。
 - ② 私の故意または重大な過失により、私本人が被った障害および損害。
 - ③ 私が法令等に定める規定に違反し、私本人が被った障害および損害。
- 三、私は、私本人が業務中に会社または第三者に対して損害を与えた場合には、速やかに会社に対して報告をし、会社の指示を受けるとともに、その原状回復に努めなければならないことを了承する。
- 四、私は、下記事由により会社または第三者に対して損害を与えた場合には、その実損害額の全部または一部を補償することを了承する。
 - ① 業務中に私の故意もしくは重大な過失により、会社が被った損害。
 - ② 業務中に私が法令もしくは会社の派遣従業員就業規則に定める規定に違反し、会社が被った損害。
- 五、私は、会社が派遣先と交わした個別派遣契約においては派遣スタッフとして、会社が請け負った請負契約においては請負作業スタッフとして、それぞれ雇用契約に基づき就業することを了承する。
- 六、私は、会社との雇用契約の締結にあたり、下記の事項を必ず守ることを約束する。
 - ① 業務上及び通勤で使用する車両を運転する許可を得るにあたり、会社に申告した事項及び提出書類の記載事項に相違ないこと。
 - ② 前項の申告事項に変更があった場合は、速やかにその旨会社に届け出ること。故意、過失を問わず届出のないまま車両を運転し、運転者の責による事故その他が発生した場合は、自らその一切の責を負い会社には何ら迷惑をかけないこと。
 - ③ 業務上及び通勤途中に他者を同乗させる場合は、会社から指示を受けた場合に限るものとし、自己の判断や都合で同乗させ、事故その他で死傷した場合には、自らその一切の責を負い会社には何ら迷惑をかけないこと。
 - ④ 業務上においては、会社の許可を受けている車両・受けていない車両を問わず、派遣先の指揮命令者の指示を受けていない場所、経路での運転をしないこと。
 - ⑤ 業務上及び通勤途上における道路交通法違反等、違反行為があった場合の責はすべて私本人に帰属することとし、当然反則金等においても自己負担であること。
 - ⑥ いかなる車両を運転する際も、私用による事故その他で死傷した場合は、自らその一切の責を負い会社には何ら迷惑をかけないこと。
 - ⑦ 別紙にて定める派遣従業員就業規則及び本誓約書の内容を遵守すること。
- 七、私は、会社が私の個人情報を下記の目的で利用することを了承する。
 - ① 派遣先または職業紹介先の選定と手配。
 - ② 安全衛生管理及び労務管理。
 - ③ 派遣先または職業紹介先就業情報の会社の各事業所からの送付、提供。
 - ④ サービス向上のための統計データの算出、分析。
 - ⑤ ダイレクトメール又はホームページを活用したキャンペーン、アンケート、福利厚生等の方法又はこれら商品・サービスの収集、送付、提供。
 - ⑥ 会社並びに会社の提携先の営業情報等からの送付、提供。
 - ⑦ その他人材派遣または有料職業紹介業務の遂行及びこれに付随する目的。
- 八、私は、会社が、顧客または迅速な業務開始の実現に必要な関係者(入管証、点呼確認者等)より、業務上において、エントリーシート等に記載された私の個人情報の一部を開示することを要求された場合、会社がその目的及び利用を確認したのち、当該顧客または関係者に開示する場合があることを了承する。
- 九、私は、会社が求める私の個人情報の全部又は一部が不足している場合に、会社が私に提供するサービスに影響が出る場合があることを了承する。